

社団法人化の前後

—その経験から—

中野徹三

なかの・てつぞう

1930年旭川市生まれ。
北海道大学文学研究科大学院修士課程修了。
札幌学院大学人文学部教授。
哲学的人間学、社会思想史を専攻、最近著は「社会主義像の転回」(三一書房)。

本誌の協会創立三〇周年記念号に、協会の法人化をめぐるいきさつについて書くようにとの依頼を受けた。これは恐らく本協会が法人化問題の検討と申請を行った一九七七(昭五二)年から七九(昭五四)年にかけて、私が法人化問題検討小委員会のチーフとして、この仕事にかかわったためであろう。

北海道自然保護協会が設立されたのが一九六四(昭三九)年十二月一日であり、今年が一九九四年、そして法人化が許可されたのが一九七九年五月一日だから、法人化は本協会設立の第十五周年、協会三十年の歴史のちょうど真ん中にあたる。いいかえれば、協会は十五年の任意団体としての歴史と、同じく十五年の社団法人としての歴史を、これまで歩んできたことになる。「三十にして立つ」との古聖の言にたとえれば、十五才での法人化はいわばその元服の時とでもいうべきだろうか。今、当時のことを想起すれば、懐かしい限りである。

私がこの仕事を担うよう、当時の石川会長と協会理事会から託されるきっかけとなったのは、札幌市が計画していた円山原始林の山裾を削る環状線市道の建設に私を含む「子供と自然を守る円山住民の会」が七三(昭四八)年から反対運動を展開し、その際当時北大植物園内に事務所があった本協会に支援を要請に行ったこと、だった。この運動は結局、計画の実施を三年遅らせ、当初の計画をかなり変更させた(六車線→四車線、二車線を緑地化、山肌を削り取る部分を削減させ、立木も出来るだけ残す、等)住民運動が市の都市計画を変更させた最初の例といわれた)にとどまらず、石川会長はじめ当時の協会の皆さんからは

大きな支援を頂いた(会報一六・一七・二一・二五各号)。この運動のなかで私は協会会員になり、やがて理事に推されたが、会員に社会学者が少いこと、私が私の大学の生協の設立と法人化から大学の設立そのものにもたずさわった経験を持ち、また当時私の学園の常務理事であったこと、などがこの仕事を命じられる要因になったものと思われる。

法人化総会までの準備と討論

(七七年五月―七八年二月)

この問題については七六年頃から理事会で検討が始まっており、七七(昭五二)年三月の理事会では「現状のままでも協会の活動に支障はないのでは」という意見も出たが、協会活動を発展的に進めていくうえで法人化は必要という点についてはおおむね一致をみ(会報二五号)、こうして理事会は同年五月二十一日の通常総会に法人化を進める方向で提案を行った。総会では活発な議論の上、法人化の基本方向についてはおおむね承認されたものの、会員から提起された種々の疑問を解決するには当然至らず、その結果総会は私をチーフとする「法人化検討小委員会」を組織してこの問題を全面的に研究することを決定した。六月六日、この小委員会は私のほかに綱島俊、小川巖、辻井達一、高畑滋各理事の合計五名で発足、社団法人化した諸団体の資料を集めること、道の関係機関(生活環境部自然保護課)との事務折衝を進めること等を決め、活動に入った。

当初はこの年の九月設立を目標にしたが、解決すべき問題が多く、慎重を期して翌七八(昭五三)

年五月に目標を変更、早速社団法人とその設立の手續きについて研究を始めるとともに、道庁との事前協議に入った。

前年七月一日「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」が施行され、法人化に要する許可条件や手續きがいっそう厳しくなったことも、当初私たちにあった甘い見通しに反省を促す一因となり、こうして私たちは、一方では自然保護の自主的な運動体としての基本性格を守り、発展させつつも、他方厳しい許可条件を確実にクリアする体制の整備を進めるといふ、二重の課題に直面することになった。

1. 目的と事業内容が公益性のあるものであること。

2. 財政力および事務局体制において事業の遂行能力を持つこと。

3. 民法上の規定のほか、道規則によること。

等が審査の重点となる。またこの年の十月には政府から「地方公益法人の会計、経理に関する事務処理基準について」の通知が出され、公益法人の会計処理が新しい「公益法人会計基準」によって行われるようになったことも、申請に必要とされる各種資料の量をいっそう大きいものとした。

規定にもとづく会計帳簿類などのほかに、役員就任承諾書や身分証明書、会員名簿や役員選出規定や総会議事運営規定、会計処理規定と取扱細則、職員の給与規定から旅費規定まで、短期間にぼう大な資料の作成と整備がなされねばならない。こうしてこんにちの協会がそれにもとづいて運営されている諸規定のほとんどが、この時期に集中的に作成・整備されることとなったが、道との折

衝を含めこの大変な仕事が行われるにあたっては、法人化小委員会の委員であり、この年の七月に協会の事務局長に就任された綱島氏の御努力に負うこと多大だったことをここに記し、感謝の意を表したい。

さて、これらの書類を整備する反面、私たちは私たちの会の憲法にあたるこれまでの会則を踏まえて設立総会に提案すべき社団法人の定款案を作成するという、重要な課題に取り組むこととなったが、協会とその活動のありかたの根本にかかわるこの問題については、小委員会内だけでなく、小委員会と理事会との合同の検討会議を何度も開き、時には烈しい、率直な議論を交わして問題点についての意志統一につとめた。

法人化をめぐるこの年の通常総会でも、また理事会内部でもいちはん危惧の念が持たれたのは官庁による許可と監督を受けることで協会の活動に干渉を受けるのではないかとという点だったが、この点については、くりかえしての論議を通じて、理事会内部ではほぼ次のような合意を見た。

すなわち、主務官庁による監督は、あくまでも民法上の公益法人としての会の組織と財政、運営が適法的に行われているかどうかについて行われるものであること。

また特定目的のために提供された財産を基礎として成立する財団法人と違い、社団法人は会員とその総会によって成立するものであり、しかも私たちの協会は自然保護という公益を目的として活動する以上、会が多数会員の民主的合意にもとづいて適法的に活動する限り、運動を圧迫するような官庁からの介入は本来ありえず、またもし不当な干渉が加えられた場合には、会員とともに毅然

として対処すればこれをね返すことができること。

そして法令にもとづく許可条件や監督なども、必要な諸規定の整備とあいまって会の適正で民主的な運営や健全な財務の保障に大いに役立つものであって、任意団体のままでは運営や財務の上での無責任や放漫、特定個人への過重な責任の負担などが生じやすいこと。

だが、この問題は当然ながら、翌年の設立のための臨時総会でも、団体会員の位置づけとも関連して、論議の的となった(後述)。また協会のその後の歴史も、この問題に対して常に具体的に正しい姿勢を貫くためには、いくつかの苦い経験と教訓が、そして会員による会運営への不断の民主的な批判と積極的参加が必要だったことを、改めて示した。

ところで定款案作成をめぐる道との事前協議と小委員会、理事会内での論議でひとつの焦点となったものは、理事の定数の問題だった。道の自然保護課の担当係官は、七二(昭四七)年に国が出した「公益法人設立許可審査基準にかんする申し合わせ」にある「理事の数は当該法人の実態から見て多すぎないこと」を引いて、当時三十名だった理事の定数は多すぎるから、十名前後に減らした方がよい、という見解を示した。これは、理事が多すぎると意志決定が困難になり、結局は少数者の独断専行になりがちであるというごく一般的な判断にもとづく善意のアドバイスだったが、その結果小委員会と理事の一部から、「理事七人以上十二名以内」という案が出された。

しかし、設立時の会則では十五名以上七十名以内(実質約三十名)、七三(昭四八)以降三十名

という理事定数を続けてきた協会が一举に理事の定数を七十二名に減少させることは、会の運営の民主性と活動力の減退に通ずる恐れがあり、また地方の理事が減って広大な本道の自然を守る活動も保障されなくなる危険がある。これに対しては、評議員制度を導入して理事の減少分をカバーする案が出され、私たちは一時、理事は在札の常任理事プラス地域代表十五名以内、評議員五十一六十名という案をまとめたことがあった。だが、社団法人において総会は不可欠であり、評議員委員会をもってこれに替えられない以上、評議員制度は結局は中途半端な、あいまいなものとなり、逆に会務を煩雑にさせかねない。なによりも、地方会員からの理事の一定数の確保を含めて、理事会が民主的に活動できるだけの定数の保障が大切であるということが、切実に感得されるに至った。

それで私は、同年八月二十日に、たたき台としての「定款案」と、それまでの討議のポイントをまとめた「法人化にともなうメリットと『デメリット』」または新たな問題点」を理事にお送りするとともに、九月四日に理事会に向けて、理事定数をそれまでの三十名から二十名以内に変更すること、評議員会は設けないこと、を中心とする提案をまとめ、九月四日の理事会でその承認を得た。これに対し道の答えは、「理事の数は代表権をもつという意味から本来少数のもので数名でもやれることと思うが、執行活動の上から二十名程度が必要であるとするれば、これも文書で説明する方がよいと思う」(十月六日事務打合せ)という内容だった。このように理事の現在の定数は、道の当初の意向に対し、協会側がその自主的判断を貫くという形で決定されたのである。

次に、理事の選出方法については、設立当時の会則では「理事は、総会において会員中より選出する」とだけ規定され、会員による選挙はなく、事実上前期理事と会長などの意向によって決められていたようであるが、大雪縦貫道の建設反対をめぐって協会内の理事者相互、理事会と会員との間の意志の疎通の悪さが改めて問題となり、その結果縦貫道建設の中止が決まった七三(昭四八)年一月の臨時総会で理事長制の廃止と理事選挙制の実施が決定され、この時に理事定数は三十名となり、うち二十名は普通会員が選挙し、次にこの二十名の理事が普通会員の中から更に十名の理事を選出する、という理事選出規定が定められ、実施されていた。この問題についてもさまざまな意見があったが、以上の経過を踏まえて、最終的には会の活動と責任の継続性と会員の意志との結合という観点から、うち十名の理事については前理事会が推せんした上、会員による信任投票にもとづく信任を受けること、他の十名の理事については会員相互の間での立候補・推せんを経て投票により決すること、の二点を骨子とする提案を私が行い、理事会での承認を経た(翌七八年二月の臨時総会で決定)。

なお、この時期の定款案では、総会の成立が容易でないと予想されたため、総会の定足数を三分の一にできないかということと道と折衝したが、結局は二分の一に落着いた。こうして翌七八年一月には法人設立準備会が組織され、漸く法人化臨時総会の準備が整った。

法人化総会から法人化達成まで
(七八年二月―七九年五月)

七八(昭五三)年二月十九日の午後、北海道自治会館四Fの白樺の間で、法人化のための臨時総会が開かれた。当時の会員数は六五八名(個人六二三名、団体四五名)、出席者は三三三名でいささか淋しかったが、委任状提出者三四七名で総会は成立、長谷川雄七会員を議長に選び、議事に入った。まず石川俊夫会長(当時)から昨年五月の法人化問題検討小委員会設置以来の経過が報告され、続いて八木健三副会長(当時)が次の設立趣意書を提案、万場一致承認された。



チョウセンゴシシ

社団法人北海道自然保護協会設立趣意書

北海道自然保護協会は、昭和三十九年十二月以来十三年余にわたり、北海道の自然を愛し、環境問題に関心を寄せる有志を会員として、自然に関する調査研究を続けるとともに、自然保護上緊要と思われる問題について数多くの指導、助言、勧告を行い、自然保護思想の普及宣伝活動を積極的に推進してきた。

しかしながら、激動する社会情勢のなかにあって、今後益々多様化し、重要度を増すことが予想される自然保護・環境保全問題を考えると、さらに組織を固め、活動の範囲を拡大強化することは当協会が担うべき社会的責務であり、北海道の自然保護・環境保全問題の発展に大きく寄与するものとなることは疑いのないところである。

ここに北海道自然保護協会活動十三年余の歴史を継承し、新たに社団法人北海道自然保護協会を設立し、社会的に責任ある団体として、その活動を一層強力に推進しようとするものである。

次に小委員会委員長として私が、それまでの会則との比較を揚げながら、定款案を含め一括提案を行ったが、以後活発な質疑討論が交された。

議論の焦点のひとつは、団体会員とその議決権をめぐるもので、法人化にともなう監督官庁の介入可能性の問題とともに、理事会内部でも前年から議論されていた問題だった。定款案では加入を認められた団体、例えば自治体・企業等も当然同一の議決権を持つことになるが、これに対しては、現在は個人会員が多いので問題はないが、将来団体会員が増加した場合、協会の性格が変わったり、営利企業が協会を利用したりする懸念があるので、

団体は議決権のない賛助会員にすべきだという発言が相次いだ。提案者側は、組織がしっかりしていれば大丈夫なこと、財政面からも団体会員は必要であること、会の目的に賛同して会費を払う限り会員の間の差別は設けらるべきではなく、協会は全会員に開かれた組織であるべきこと、と回答し、最終的には異議なく承認された。また、この議論のなかで定款に「総会はこの法人の最高決議機関である」旨明記するよう会員から提案があり、その提案どおり原案を修正することに決定する一幕もあった。さらに、常務理事会の機能が明確でない、理事の再任の制限規定が必要ではないか等の意見が出されたが、前者についてはのちに定款の一部改定を行い明確化すること、後者については定款でうたうことは権利の制限になるので運営との問題とすべきである旨の回答がなされた。また、定款案には以前の会則になかった「参与」の制度化が提案されていたが、これはひとつには法人の役員には国や道の試験研究機関の職員など当該法人を監督すべき主務官庁の勤務員が就任できない（大学教授は別）旨の規則に対応して、これまで理事として活躍してこられた会員専門家の協力を保障する道だった。そしてこの問題についても、会員からの意見にもとづき、「協会の発展に特別に貢献した」とある語句を削除することにした。なお総会においても、理事の定数をもっと少なくし、評議員会を設ける必要がある、また地方に支部をつくってはどうか、という意見も出されたが、この点については私は、支部を設け、他方で理事を少なくすると理事会の負担が多くなること、評議員会を設置しても総会と似た実体となり、屋上屋を架すことになるかと答えたが、地方支部の

意見の十分な反映を求める声はかなり根強かったように私は記憶している。

臨時総会は、約四時間の討議の上、原案に上述のような修正を加えた定款案を万場一致可決して終了した。この臨時総会によって法人化をめぐる主要問題についての協会の意志は決定されたが、理事会はさらに慎重を期してこの年の五月二十七日に開かれた七八（昭五三）年度通常総会に引き続いて社団法人設立総会を開き、臨時総会での議決事項の一部の補正（役員選出規定の一部改正）当選人は定款第二十三条第一項にもとづき、総会に報告されるだけでなく、総会の承認を受けるものとする、等）を行うとともに、法人設立が許可されたときの全協会財産の寄附を決め、あわせて法人設立代表者（石川会長）、新定款のもとの理事二十名、参与十二名の選任を決定した。なお、法人の財政的基盤を固めるために前年から参加を呼びかけていた「法人化募金」は四月二十八日現在、次のように二百万円を越す成果を収めることができた。

（募金申込額）
個人 二二一名 八八七、五〇〇円
団体 六一名 一、四一〇、〇〇〇円
合計 二八二名 二、二九七、五〇〇円
（募金入金額）

二六七名 二、二三五、五〇〇円
ところで前年から協会事務所は、あわただしく二回引越した。

法人化検討小委員会が設立された七七（昭五二）年の通常総会までは、協会の事務所は北大農学部附属植物園内の事務所に間借りしていたが、もはやその継続はすべての意味で不可能となり、七七

年の六月、いったん中央区北三条西二丁目の富山会館に移るが、やがてそこからも移転せざるをえなくなり、臨時総会直前（二月七日）に広井淳理事（当時）が所有する広井ビル五F（中央区北一条西七丁目）に移転することになる。そして法人化の如何にかかわらず必要となる最小限の固定資産（複写機、タイプライター、机、戸棚等約百万円）も先の法人化募金をあてることによってはじめて購入できたのである（臨時総会で決定された法人設立費用予算では、収入は募金三百五十万円、支出は新事務所開設費百万円その他百五十万円）。当時の協会の財政規模と構造は、法人化募金を含まない七六（昭五一）年度の決算書を簡略化し

収入		支出	
個人会費	130 (万円)	物件費	58 (万円)
法人会費	127	物件費	154※
その他の	26	会報発行費	113
委託費	245	調査費	246
繰越金	106	繰越金	63
合計	634	合計	634

※全国自然保護大会参加費43万円を含む。

て表示すれば、次のようなものだった。このように、当時の協会の財務状況は会費で会務をカバーするに程遠く、役職員の犠牲的奉仕（人件費の低さ）と事務所の植物園依存による賃料「無料」、そして委託調査費収入の一部を事実上協会活動費に充当することによって辛じて支えられていた、といつてよい（会費収入の半額が法人会費であることは、こんにちも同じ）。法人化は基本的にこうした依存構造からの自立化への道であった。

さて、設立総会以後の法人化の仕事は、申請のためのぼう大な諸資料の作成が基本だったが、ここでの主な困難は、設立当初と次の年度の事業計画と収支予算書で会費および財産の運用により目的達成に必要な事業が遂行できること、が証明されねばならないところにあった。私たちはそれで、会の発展と財政健全化の第一を全員の拡大と会費収入の増加に置くこととし、「法人化のための整備事業」として、(1)個人会員と団体会員を七八（昭五三）年度にはそれぞれ五十名と四五団体、七九（昭五四）年度にはさらに対前年度百名と五十団体増加させること、(2)七八年度に四十万円の寄付金を基準とすることと基本金、退職給与等積立金を設定することを決め、また七八年度から専任の事務局長と職員一名を配置して会務の執行体制を確立すること、(3)受託調査事業の増加による収入増をはかること、等を理事会の方針として決定、事業計画書と収支予算書に盛り込んだ。会員の拡大については、七八年度には個人会員は三八名増（六三三八名）にとどまったが団体会員については四五団体から百十団体にまで拡大することに

成功し、また寄付金四十万の募金も、全額達成できた。

委託調査事業については、道の委託調査を協会が可能な限り受ける方向で道との折衝を行ったが、道の調査諸経費の一部を協会が独自財源として活用しよう、道が配慮する旨の発言があったことを記憶している。したがって私たち（主に私と網島事務局長）は、道や市町村、企業などからの受託については、収入より一定限度低い支出額を計上する収支計算書を作成して、収入の不足をカバーすべく努めたものだった。

だが、こういうせち辛い仕事だけでなく、新しい活動への夢と抱負もこのなから生まれた。会員拡大と並行しての自然保護講座の開催や自然観察指導員養成講習会などの開催も、この事業計画のなかではじめてうたわれたのであり、また八五（昭六〇）年度から漸く実現した「自然とわたしたち」他、道の補助を受けての小・中学生向きの自然保護読本的書物の協会による刊行も、この頃にすでに提案され、論議されていた。当時理事だった故坂本直行氏の複製画の作成、『北海道山岳画集』の出版などの楽しいプランも、申請書に載せられているのである。

法人化にともなう事務局長の配置については、八七（昭五二年七月）に網島氏が就任、諸般の準備に当たっていたことは前述の通りであるが、七八年七月に網島事務局長が辞任されたため、申請の準備には多大の支障が生じ、後任人事の問題を含め、結局申請は翌七九（昭五四）年にずれ込んだ。

すべての準備が整って、社団法人北海道自然保護協会の設立申請が行われたのは、七九（昭五四）

年三月七日だった。この申請は同年五月一日に許可され、北海道知事室垣内尚弘(当時)の名で通知された。約二年間の苦勞は、ここに漸く実を結んだのである。

許可にともなう付記事項は、

1. 法人の財政的基盤の充実、特に基本財産の増額に努めること。
2. 法人の事務局体制の一層の充実を図ること。

許可に伴ない、前年の設立総会での決定にもとづいて、法人化以前の協会財産一括し法人に寄付された(総額三、三〇一、五七三円)。

以上の経過から、私たちが結論できると思われるのはどういふ諸点であろうか。

第一に、協会法人化は、協会が一人前の団体として自立し、ますます増大する自然保護の大業の一端を担ってゆくうえで、まさに必要かつ必然の道であったこと。

第二に、法人化をめぐっては小委員会、理事会、総会等において、一方では会務と財政の健全な運営をはかるとともに他方では協会の生命である自立性と民主主義を確保すること、この両者の結合をめざしてくり返しての討論が交わされ、その結果、当時の会員多数の創意と熱意の結果によって、法人化の事業が達成されたこと(募金などを含めて)。

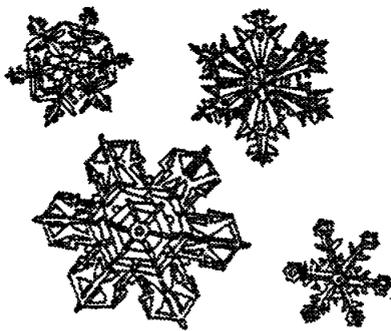
これに関連して、『道新TODAY』の本年六月号には法人化許可の年と札幌高原道調査費受託の年が一致しているという事実から、「協会が社団法人に認可されたことと、環境アセスを受託したことは関連あるのでは」と「元理事らが指摘している」という記事が載せられているが、以上述

べたことから明らかなように、協会が法人化の本格的検討に入ったのはその二年前のことであり、そしてそこで議論された問題点も、すでに記したとおりである。当時の協会の財務状況からして、自主財源のひとつとして、委託調査にかなりの期待が寄せられていたことはその通りであるが、財源という面だけではなく、「自然に関する調査研究および資料の収集」は協会発足時の会則第四条(目的)でも、最初にうたわれており、委託調査は当初から一貫して行われていた。さらにこの当時、環境保全のための諸施策の「中心として環境アセスメントの実施が全国的な課題となり、北海道環境影響評価条例自体、本協会法人化の前年七八(昭五三)年七月十九日に交付され、法人化の年の一月十八日に施行されたこと、こうしたアセスや自然環境調査を民間業者に任せず、自然保護の眼と良識を持つ専門家会員を多数擁する協会がこれを担い、調査を通じて保護の課題に配慮つ、あわせて協会の財政上のメリットにも寄与することがめざされたこと、に公平な注意をうながしておきたい。当時の委託調査受託が、その内容を通じて当時の自然環境保全に、また協会財務の改善にも基本的に寄与したことは明らかである。

しかし、協会の財政が会費基軸で運営されるに至っていないなかった事情は、問題に対する理事会一部(当時)の古い発想ともあいまって、知床国有林伐採問題での協合理事会への対応上の一時の誤り(北見管林支局の知床伐採計画を、道林務部幹部の「あっせん」を受けて理事会が一時多数決で承認したこと―八六年九月十一日決議)等を生む、遠因ともなった。協会は、以後この反省の上に立つて、協会運営の自立性―そのための会費収入にも

とづく協会財政の確立に努めるとともに、委託調査受託のありかたについても反省し、過去の調査書の悪用に対しても現在はいきっぱりとした態度を取っている(NC第八十七号の会長「道新TODAYの札幌高原道路関連記事について」参照)。

協会の今後の真に自主的な発展を保障するもの、それは協会会員と協会幹部の間、会員と道民との間の徹底した、開かれた民主主義であろう。総会への出席者の少なさ、地域支部的組織のありかたの追求(これは長い間、法人化以後も検討課題だった)、新たな課題の追求―すでに法人化前後に検討されていた問題は、やはり今後に残されている。三十周年の課題、それはこの三十年の経験を踏まえつつ、これまでのパラダイムにこだわらない会員の新しい発想にもとづく五十周年に向けての基本課題を構想することであろう。協会の不断の前進を、一会員として心から期待する。



雪の結晶